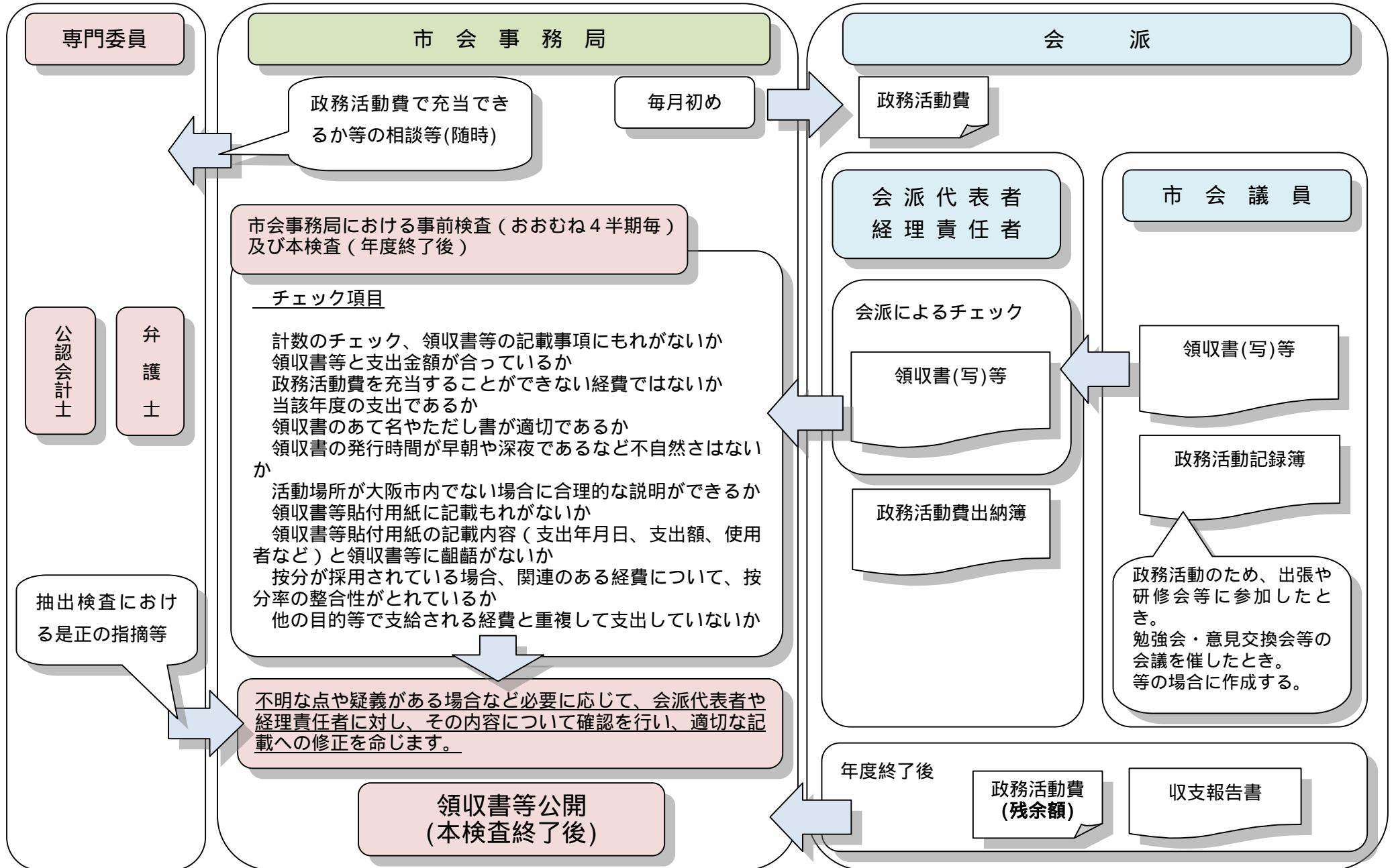


# 政務活動費の主な流れ



## 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法第100条第14項～16項及び大阪市会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、大阪市議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として交付されるものです。（条例第1条）

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動に要する経費以外のものに充てることは認められていません。（条例第5条）

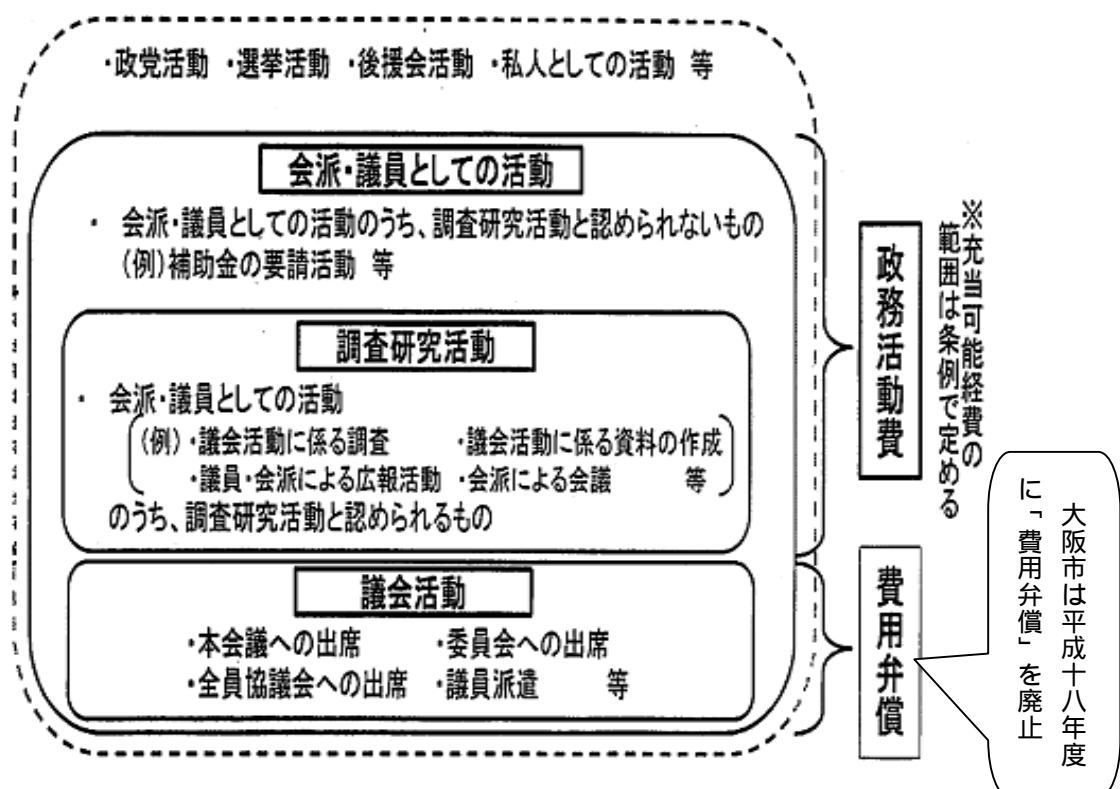
### 政務活動とは

会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（条例第5条）

- 1 会派（議員）が市政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動
- 2 会派（議員）が市民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動
- 3 会派（議員）が政策や方針を立案及び発信するため、会派内又は会派間において、政策や方針について意見交換や意見調整等を行う会議
- 4 会派（議員）が市民等に対して行う広報・広聴活動
- 5 上記のほか、議長が必要と認める活動

### 政務活動費の対象経費（イメージ）

総務省が示す政務活動費の対象経費の考え方（イメージ）は次のとおりです。（参考）



政務活動の対象とならない活動（衆議院総務委員会 H24.8.7 答弁）

あくまで議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは条例によっても対象とすることができない。

また、本会議や委員会への出席、全員協議会への出席、議員派遣等の議会活動は、従来どおり、費用弁償の対象となるために政務活動の対象とはならない。

政務活動費の支出は、政務活動に必要な経費に限るものとし、次に掲げる経費については、支出できないものとします。

- 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- 会議等に伴う飲食以外の飲食経費
- 選挙活動に属する経費
- 政党活動に属する経費
- 後援会活動に属する経費
- 私的活動に属する経費
- その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動費は、以下の費目・内容に従って支出することができます。

費目	内容	用途の例
調査研究費	会派（議員）が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。	調査委託費、交通費等、宿泊費、資料代、自動車リース代、自動車レンタル代、食事代、通訳・翻訳料、視察先入場料、視察先への土産代 等
研修費	会派（議員）が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員（議員）及び会派（議員）の雇用する職員の参加に要する経費	講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・翻訳料、参加費、資料代、交通費等、宿泊費、食事代 等
会議費	会派における（議員の）調査研究等政務活動のための会議に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての（議員の）参加に要する経費	講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・翻訳料、参加費、資料代、交通費等、宿泊費、食事代、茶菓代、地域団体が主催する会合等の会費・年会費等
資料作成費	会派（議員）が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費	コピー代、印刷・製本費、パネル代、原稿料、作成委託費 等
資料購入費	会派（議員）が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費	書籍代、新聞・雑誌購読料、DVD 等購入費、有料データベース代 等
広報・広聴費	会派（議員）が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派（議員）の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費	原稿料、作成委託費、デザイン代、写真・映像等撮影代、写真現像代、コピー代、印刷・製本代、はがき代、新聞折込代、送料等、ホームページ・ブログ作成管理委託料・保守料等、会場・機器等借上代、通訳・速記代、会議に伴う茶菓代、看板代、機材購入費、自動車リース・レンタル代、道路使用許可申請手数料、議員連盟等年会費、交通費等 等

人件費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費	給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料 等
事務費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費	事務用品代、備品購入費、修理費、通信費、リース・保守料、運搬費、インターネット接続経費、封筒作成代、名刺代、来客用茶菓代、来客用駐車場代 等
事務所費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費	賃料、光熱水費、共益費、管理費、仲介手数料、礼金、調査研究等政務活動に必要な造作 等
要請・陳情活動費	会派(議員)が要請、陳情活動を行うために必要な経費	旅費、交通費等、宿泊費、会場使用料 等

## 按分の指針

### (1) 按分の考え方

会派(議員)の活動は、専ら政務活動以外に政党活動、後援会活動等と多面的であり、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられます。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不相当であることが明らかな場合は、合理的な方法により按分することが必要です。

### (2) 按分の割合

按分を要する項目等の按分割合は、会派又は議員個々の活動実態によって異なることから、政務活動費の交付を受けた会派(議員)のそれぞれの責任において、運用基準や出納手続を定めるなど、当該会派(議員)の政務活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を定めて用いるものとします。但し、合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は、次の考え方により按分するものとします。

#### 【合理的な区分が困難な場合の按分の考え方】

$$\frac{1}{\text{政務活動} + \text{その他の議員活動}} = 1 / 2 \text{ を按分の基準とする。}$$

#### H19.4.26 仙台高裁 (H19.10.26 最高裁にて上告棄却・確定)

ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。